**外務省からの周知依頼**

外務省がスポット情報「中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その９）：中国各地における移動制限の拡大について（早期の一時帰国や中国への渡航の一時延期を含む安全確保を積極的にご検討ください。）」を発出しておりますので、ご連絡いたします。

今回ご連絡をしておりますスポット情報をはじめ、日本政府からの情報を逐次確認いただくとともに、

現地の状況は中国各地で大きく異なるため、現地ともよくご相談いただくことをお勧めいたします。

＜外務省　海外安全ホームページ（中国）＞　以下のリンク先で最新のスポット情報が確認可能です。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_009.html#ad-image-0>

＝＝＝＝＝＝以下、外務省のスポット情報＝＝＝＝＝＝＝

<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C025.html>

中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その９）：中国各地における移動制限の拡大について（早期の一時帰国や中国への渡航の一時延期を含む安全確保を積極的にご検討ください。）

2020年02月06日

中国にお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

１　１月３１日の世界保健機関（ＷＨＯ）の緊急事態（PHEIC）宣言以降も，新型コロナウイルスによる感染症が拡大しており，２月６日現在，２８か国・地域において約２万８，０００人を超える感染者が報告されています。

２　湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖に続き，２月２日，浙江省温州市でも市民の外出制限や，大部分の高速道路の封鎖が発表されたところです。また，各種報道によれば，以下の参考のとおり，他の地域・都市でも移動を制限する措置がとられています。

【参考】

２月５日時点で，例えば以下の都市において移動を制限する等の措置がとられているとの情報があります（都市毎に措置の範囲や内容は異なります）。

・湖北省：武漢市，顎州市，仙桃市，枝江市，潜江市，天門市，黄岡市，咸寧市，赤壁市，孝感市，黄石市，荊門市，宜昌市，恩施市，当陽市，十堰市，随州市

・重慶市

・雲南省：昆明市

・寧夏回族自治区：呉忠市，銀川市

・浙江省：温州市，杭州市，寧波市

・河南省：鄭州市，駐馬店市

・山東省：臨沂市

・黒竜江省：ハルビン市

・江蘇省：南京市，徐州市，南通市

・江西省：景徳鎮市

３　なお，引き続き主要国や近隣国を中心に，中国全土又はその一部に対して，渡航中止や退避勧告等の渡航制限を行っています。

４　各国の航空会社が相次いで中国との間の航空便を運休する中，今般，更に２社の日系航空会社が我が国と中国との間の航空便の運休・減便を発表しており，現地在留邦人及び海外渡航者の方の移動に大きな影響が出ることが見込まれます。

参考

○日本航空ホームページ

<https://www.jal.co.jp/info/2020/inter/200204/>

○全日空ホームページ（一部追加）

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202002/20200206-2.html>

○ジェットスタージャパン（追加）

<https://www.jetstar.com/jp/ja/travel-alerts>

○ピーチアビエーション（追加）

<https://www.flypeach.com/news/suspension>

５　春節が終わり，今週末には日本に一時帰国していた方々が中国に渡航することが見込まれますが，現地在留邦人及び海外渡航者の方におかれましては，公共交通機関を始め移動の制限等が一層拡大している状況及び今後これらの措置がさらに拡大・強化される可能性を踏まえ，中国の関係当局の発表を含む情報収集等に万全を期すとともに，日本への早期の一時帰国や中国への渡航の一時延期を含む安全確保について，積極的にご検討ください。

６　外務省の対応

１月３１日，湖北省に発出している感染症危険情報レベル３（渡航中止勧告）を維持しつつ，中国全土を感染症危険情報レベル２（不要不急の渡航中止）に引き上げています。また，外務省は，海外安全ホームページやメールを通じて感染症スポット情報を随時発出し，現地在留邦人及び海外渡航者に対して，情報提供・注意喚起に努めています。

７　我が国の取組

（１）厚生労働省検疫所は，湖北省からの帰国者及び入国者に対して，咳や発熱等の症状がある場合には，検疫官に自己申告するよう呼びかけています。日本でもこれまでに２５の症例（その他，横浜港停泊中のクルーズ船で発生した感染者２０名）が確認されており，帰国後にこれらの症状がある場合には，マスクを着用するなどし，湖北省に滞在歴があることを申告の上，医療機関を受診するよう協力を求めています。

参考：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

（２）法務省出入国管理庁は，２月１日午前０時（日本時間）から，本邦への上陸の申請日前１４日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については，特段の事情がない限り，上陸を拒否し得ることとなる旨，発表しました。

参考：法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

８　在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

　海外渡航前には，万一に備え，家族や友人，職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。３か月以上滞在する方は，緊急事態に備え，必ず在留届を提出してください。

（ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> ）

　また，３か月未満の旅行や出張などの際には，海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう，外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

　　住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

　　電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

　　電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

　（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

　（モバイル版）

（現地在外公館連絡先）

○在中国日本国大使館

住所： 100600 北京市朝陽区亮馬橋東街1号

Tel： 010-8531-9800（代表）

大使館ホームページ: <https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html>